○経済産業省令第六十号

同

令別.

表第

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

項

0

中

·欄 に

掲げる貨物

(核兵器等に該当するものを除く。

 \mathcal{O}

開発、

製造又は

使用

0

た

輸 出 貿易管理令 (昭 和 二十四 年政令第三百七十八号) 第四 条第一項第三号ハの 規定に基づき、 輸出貨 物が

めに用 1 られるおそれ が あ る場合を定める省令の 部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十八日

経済産業大臣 武藤 容治

輸出 貨 物 が 輸 出 貿易管理令別表第 0 0 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 中 欄に掲げる貨物 (核兵器等に該当する Ł \mathcal{O} を

く。 0) 開 発、 製 造又は 使用 \mathcal{O} ため に 用 1 5 ħ るおそれ が ある場合を定める省令の 部を改了 正する省

令

輸 出 貨物 が 輸 出貿易管理令別 表第 0 0) 項 0) 中 欄 に掲げる貨物 (核兵器等に該当するものを除く。 0)

開 発 製 造又は使用 0) ため に用 1 られるおそれ がある場合を定める省令の一 部を改正する省令を次 0 表 0 ょ

うに改正する。

(傍線部)

分

は

改

正

部

分

改 正

前

改

正

後

1

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	の軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊が締約国	一~五(略)
ド軍隊に対して貨物の輸出を行う場合十一自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がイン	ダ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合九 自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナ	ンス軍隊に対して貨物の輸出を行う場合 八 自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフラ		トラリア軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオース	一~五(略)

		表を次のよう
	表を次のように改める。	
ように改める。		年経済産業省令第四十号)
		製造区は使用のために用
の一部を次のように改正する。	一部を次のよう	に用いられるよそれがある場合を定め
		うに改正す
		場合を定め
		る省合の一部を改正する省合(合和七
(傍線部分は改正部分)		哥を 改正す
		する省会
	, ,)	(<u>A</u>

て、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等の	
らを総称して単に「文書等」という。)におい	
ができない方式で作られた記録をいう。以下これ	
的方式その他の人の知覚によっては認識すること	る場合はこの限りでない。
書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気	号までに掲げるときとする。 ただし、別表に掲げ
輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文	用いられるおそれがある場合は、第一号から第三
めに用いられるおそれがある場合は、当該貨物の	は使用(以下単に「開発等」という。)のために
造又は使用(以下単に「開発等」という。)のた	当するものを除く。以下同じ。)の開発、製造又
に該当するものを除く。以下同じ。)の開発、製	四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該
	別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(輸出令第
が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(同	三号ハ及び第四号ハに規定する輸出貨物が輸出令
八号)第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物	八号。以下「輸出令」という。)第四条第一項第
輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十	輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十

世に「文書等」という。)において、当該輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記憶によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して作られた記録をいう。以下これらを総称して

ために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出においるととなる旨輸入者若しくは需要者若しくはいら。)から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれら連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれら連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれら連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれら連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれら連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれら連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれら連絡を受けたときとする。

(新設)

5

連絡を受けたとき。 げる貨物の の代理人(以下「輸入者等」という。)から なる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれら なる旨記載され げる貨物の 出貨物が輸出令別表第 又は輸出者が 開発等のために用いられることと 開発等のために用いられることと 若しくは記録されていると 当該輸出貨物が <u>ー</u>の 0 項の 中欄に掲 同欄に掲

その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸

出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が

者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要

貨物の開発等を行う旨記載され、若しくは記

(新設)

三 物の 貨物 者が 貨物が 記録されているとき、 告示で定めるものにおいて、 に用いられることが 旨輸入者等から連絡を受けたとき 録されているとき、 出者が入手した文書等のうち経済産業大臣 の用途並びに取引の条件及び態様から、 の需要者が その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸 需要者が同欄に掲げる貨物の開 \mathcal{O} 輸出令別表第 開発等を行った旨記載され 同 欄に掲げる貨物の 同 欄 に掲 一 の 一 の 明らかなときを除く。 げる貨物 又は輸出者 又は輸出者 項の 開発等以外 当該貨物 0) 開 中欄に掲げる が 発等を行う が (当該貨物 発等を 若しくは 当該貨物 のため 当該貨 の需要 当 該 が

(新設)

(削る)

(削る)

む。)の用に供するために貨物の輸出を行う第九号に基づき実施される事前の訓練を含第一時間では、同活動に付随して防衛省設置法(昭

場合

三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人

出を行う場合

(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一四 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送

項第九号に基づき実施される事前の訓練を含

(削る)	場合 場合
(削る)	国の軍隊に対して
(削る)	六十二年法律第九 国際緊急援助隊
	四条第一項第九号に其
	訓練を含む。)の用に
	出を行う場合

の用に供するために貨物の輸出を行う

ハに基づく自衛隊がアメ

して貨物の輸出を行う場

八に基づく自衛隊が締約

物の輸出を行う場合

派遣に関する法律(昭和

付随して防衛省設置法第 二号)に基づく国際緊急

基づき実施される事前の

に供するために貨物の輸

(削る)

(削る)

八国際連合平和維持活動等に対する協力に関
する法律(平成四年法律第七十九号)に基づ
する法律(平成四年法律第七十九号)に基づ
れる事前の訓練を含む。)の用に供するため

に貨物の輸出を行う場合

全を確保するための措置に関する法律(平成九)重要影響事態に際して我が国の平和及び安

十一年法律第六十号)に基づく後方支援活動

及び捜索救助活動(同活動に付随して防衛省

る事前の訓練を含む。)の用に供するために

設置法第四条第一項第九号に基づき実施され

貨物の輸出を行う場合

+ 関連措置として貨物の輸出を行う場合 供するために貨物の輸出を行う場合 法律第百十三号)に基づく自衛隊による行動 国が実施する措置に関する法律 るアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い に伴う後方支援活動及び協力支援活動 活動に関する法律 五号)に基づく船舶検査活動並びにその実施 重要影響事態等に際して実施する船舶 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけ (平成十二年法律第百 (平成十六年 0 用に 我が 検査 兀 +

(平成十六年法律第百十六号)に基づく停船外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律 一武力攻撃事態及び存立危機事態における

(削る)

輸出を行う場合

検査又は回航措置

の用に供するために貨物の

十三 海賊行為の処罰及び海賊行為 の対処に

に基づく海上保安庁による海賊行為 への対処

関する法律

(平成二十一年法律第五十五号)

及び自衛隊の部隊による海賊対処行動 (当 該

海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条 項第九号に基づき実施される事前の訓練

第

を含む。) の用に供するために貨物の輸出を

行う場合

十 匹 国際平和共同対処事態に際して我が国が

(削る)

実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活

動等に関する法律(平成二十七年法律第七十

(新設)	一 当該輸出貨物を用いて開発等される次に掲
別表	別表
めに貨物の輸出を行う場合	
状況が変化する場合への対応の用に供するた	
よる情報収集活動及び不測の事態の発生など	
する政府の取組について」に基づき自衛隊に	
東地域における日本関係船舶の安全確保に関	
十五 令和元年十二月二十七日の閣議決定「中	(削る)
う場合	
含む。)の用に供するために貨物の輸出を行	
一項第九号に基づき実施される事前の訓練を	
動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第	
七号)に基づく協力支援活動及び捜索救助活	

は記録されている場合であり、かつ、輸出者救命の用に供される旨が文書等に記載され又げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は

輸入者等から連絡を受けている場合が次に掲げる貨物がこれらの用に供される旨

イ (略)

(1)·(2) (略)

ロ・ハ (略)

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五

号)第八十四条の三に基づく在外邦人等の保

護措置(同活動に付随して防衛省設置法(昭

和二十九年法律第百六十四号)第四条第一項

第九号に基づき実施される事前の訓練を含

(新設)

(略)

一 (略)

1 | • 2 | (

(略)

(新設)	五 自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメ
	場合
	む。)の用に供するために貨物の輸出を行う
	項第九号に基づき実施される事前の訓練を含
	(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一
(新設)	四 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送
	出を行う場合
	訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸
	四条第一項第九号に基づき実施される事前の
	等の輸送(同活動に付随して防衛省設置法第
(新設)	三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人
	場合
	む。)の用に供するために貨物の輸出を行う

	く国際平和協力業務(同活動に付随して防衛
	する法律(平成四年法律第七十九号)に基づ
(新設)	八 国際連合平和維持活動等に対する協力に関
	出を行う場合
	訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸
	四条第一項第九号に基づき実施される事前の
	援助活動(同活動に付随して防衛省設置法第
	六十二年法律第九十三号)に基づく国際緊急
(新設)	七 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和
	国の軍隊に対して貨物の輸出を行う場合
(新設)	六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊が締約
	台
	リカ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う場

	五号)に基づく船舶検査活動並びにその実施
	活動に関する法律(平成十二年法律第百四十
(新設)	十 重要影響事態等に際して実施する船舶検査
	貨物の輸出を行う場合
	る事前の訓練を含む。)の用に供するために
	設置法第四条第一項第九号に基づき実施され
	及び捜索救助活動(同活動に付随して防衛省
	十一年法律第六十号)に基づく後方支援活動
	全を確保するための措置に関する法律(平成
(新設)	九 重要影響事態に際して我が国の平和及び安
	に貨物の輸出を行う場合
	れる事前の訓練を含む。)の用に供するため
	省設置法第四条第一項第九号に基づき実施さ

(新設)	十三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に
	輸出を行う場合
	検査又は回航措置の用に供するために貨物の
	(平成十六年法律第百十六号)に基づく停船
	外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
(新設)	十二 武力攻撃事態及び存立危機事態における
	関連措置として貨物の輸出を行う場合
	法律第百十三号)に基づく自衛隊による行動
	国が実施する措置に関する法律(平成十六年
	るアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が
(新設)	十一 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけ
	供するために貨物の輸出を行う場合
	に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に

十四四 第一 動 動等に関する法律 実施する諸外国 行う場合 を含む。 関する法律 七号)に基づく協力支援活動及び捜索救 海賊対処行動に付随 及び自 に基づく海上保安庁による海賊行為 項第九号に基づき実施される事前の訓 同 項第九号に基づき実施される事前 国際平和共同 l 衛隊 活動に付随して防衛省設置法第四 \mathcal{O} \mathcal{O} 平 部 用に供するために貨物 成二十 \mathcal{O} 隊による海賊対処行 .対処事が 軍隊等に対する協力支援活 (平成二十七年法律第七十 して防衛省設置法第四 年法律第五 態に際 L て我が 十五号) の輸 動 の対処 \mathcal{O} **当** 練を 「 条 第 助活 出 玉 訓 を 該 が 練

(新設)

	めに貨物の輸出を行う場合
	状況が変化する場合への対応の用に供するた
	よる情報収集活動及び不測の事態の発生など
	する政府の取組について」に基づき自衛隊に
	東地域における日本関係船舶の安全確保に関
(新設)	十五 令和元年十二月二十七日の閣議決定「中
	う場合
	含む。)の用に供するために貨物の輸出を行